

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 平成28年12月13日(火) 開会 午前10時00分

閉会 午後 1時44分

出席者 委 員 委員長 広瀬昌子

茂呂健市 青木一男 白石幹男

大川秀子 天谷浩明 小堀良江

福田裕司

議 長 海老原恵子

傍聴者 大谷好一 針谷育造 坂東一敏

小久保かおる 古沢ちい子 関口孫一郎

針谷正夫 大阿久岩人 千葉正弘

入野登志子 福富善明 大武真一

梅澤米満

事務局職員 事務局長 稲葉隆造 議事課長 田嶋 亘

課長補佐 金井武彦 主 査 藤澤恭之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	高橋	一典
保健福祉部長	奈良部	俊次
子ども未来部長	臼井	春江
保険医療課長	藤平	恵市
環境課長	金子	一彦
斎場整備室長	若菜	博
福祉総務課長	藤田	正人
障がい福祉課長	吉澤	洋介
生活福祉課長	渡辺	健一
高齢福祉課長	首長	正博
参事兼地域包括ケア推進課長	鈴木	優子
健康増進課長	福原	誠
健康増進課主幹	松長	幸子
子育て支援課長	石川	いづみ
子育て支援課主幹	稲葉	実
保育課長	中野	達博

平成28年第4回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

平成28年12月13日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第129号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第130号 栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第131号 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第136号 指定管理者の指定について（栃木市斎場）
- 日程第 5 議案第137号 指定管理者の指定について（栃木市大平児童館）
- 日程第 6 議案第115号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第3号）（所管関係部分）
- 日程第 7 議案第116号 平成28年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第117号 平成28年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第118号 平成28年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第119号 平成28年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第11 陳情第 3号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」に関する陳情書

◎開会及び開議の宣告

○委員長（広瀬昌子君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（広瀬昌子君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりです。

◎議事日程の報告

○委員長（広瀬昌子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第129号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第129号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局からの説明を求めます。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 皆さん、おはようございます。本日はよろしく願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第129号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

議案書は63ページから68ページまでであります。また、議案説明書は90ページから105ページまでであります。初めに、議案説明書によりご説明をさせていただきますので、議案説明書の90ページをごらんください。

提案理由でございますが、国民健康保険の健全運営を図るため、税率等の改正を行うとともに、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正等に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市国民健康保険税条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の概要であります。1つ目は、国民健康保険税の課税限度額を改めること。2つ目が、国民健康保険税の所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を改めること。3つ目は、低所得者における国民健康保険税の基礎課税額の算定に際し減額する額を改めるものであります。4つ目は、国民健康保険税の減免申請の期限を定め、減免申請書に記載すべき事項から

個人番号を削ること。5つ目は、市民税において分離課税されることになった外国人居住者等が有する事業から生じる特定適用利子など公社債及び預貯金の利子など及び上場株式等の配当等について国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることであります。参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

続きまして、改正の内容につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、92、93ページをお開きください。

まず、第2条は課税限度額についてであります。第2項は医療分の限度額を51万円から54万円に、第3条は後期高齢者支援金等分を16万円から19万円に、第4条は介護納付金分を14万円から16万円に改めるものであります。

続きまして、第3条から次ページの第5条の2までは、医療分の税率を定めております。第3条は、医療費分の所得割額の率を100分の8.2に、第4条は資産割額の率を100分の5.0に、第5条は医療分の被保険者均等割額を3万円に改めるものであります。

次ページの94、95ページの第5条の2は、医療分の世帯別平等割額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を2万6,000円に、特定世帯を1万3,000円に、特定継続世帯を1万9,500円に改めるものであります。

第6条から第7条の3までは、後期高齢者支援金等の税率等を定めております。第6条は、所得割額の率を100分の3.0に、第7条は資産割額の率を100分の1.5に、第7条の2は被保険者均等割額を1万1,500円に、第7条の3は世帯別平等割額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を9,000円に、特定世帯を4,500円に、次ページの96、97ページになりますが、特定継続世帯を6,750円に改めるものであります。

次の第8条から第9条の3までは、介護納付金の税率等を定めております。第8条は所得割額の率を100分の2.6に、第9条は資産割額の率を100分の1.5に、第9条の2は被保険者均等割額を1万2,000円に、第9条の3は世帯別平等割額を9,000円に改めるものであります。

第23条は、低所得者の軽減額について定めております。第1号は7割軽減を定めております。アは、医療分の被保険者均等割額の軽減額を2万1,000円に改めるものであります。イは、医療分の世帯別平等割額の軽減額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は1万8,200円に、次ページの99ページになりますが、特定世帯は9,100円に、特定継続世帯は1万3,650円に改めるものです。ウは、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の軽減額を8,050円に改めるものです。エは、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の軽減額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は6,300円に、特定世帯は3,150円に、特定継続世帯は4,725円に改めるものであります。オは、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額の軽減額を8,400円に、カは、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額の軽減額を6,300円に改めるものであります。

次の第2号は、5割軽減について定めております。アは、医療分の被保険者均等割額の軽減額を

1万5,000円に改めるものであります。イは、医療分の世帯別平等割の軽減額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を1万3,000円に、特定世帯を6,500円に、特定継続世帯を9,750円に改めるものであります。ウは、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の軽減額を5,750円に改めるものであります。エは、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割の軽減額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を4,500円に、特定世帯を2,250円に、次のページをお開きいただき、101ページの特定継続世帯を3,375円に改めるものであります。オは、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額の軽減額を6,000円に、カは介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額を4,500円に改めるものであります。

次の第3号は、2割軽減を定めております。アは、医療分の被保険者均等割額を6,000円に改めるものであります。イは、医療分の世帯別平等割額の軽減額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は5,200円に、特定世帯は2,600円に、特定継続世帯は3,900円に改めるものであります。ウは、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の軽減額を2,300円に改めるものであります。エは、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の軽減額を特定継続世帯及び特定世帯継続世帯以外の世帯は1,800円に、特定世帯は900円に、特定継続世帯は1,350円に改めるものであります。オは、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額の軽減額を2,400円に、カは介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割の軽減額を1,800円に改めるものであります。

次の第25条の2については、国民健康保険税の減免についてですが、第2項の減免申請期限について、「納期限7日まで」を「納期限まで」に改めるものでして、次のページの102、103ページの第1号の減免申請に記載すべき事項については、個人番号の記載を削るものであります。

次に、附則についてですが、最初に104、105ページをお開き願いたいと思います。まず、条項の整理といたしまして、附則の第28項を附則第30項とし、附則第27項を附則第29項とし、附則第26項を附則第28項とし、前ページに戻りまして、102、103ページの附則第25項の次に2項を加えるものであります。

103ページの追加する附則第26項につきましては、特定適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例になりますが、市民税において分離課税されることになった外国居住者などが有する事業から生ずる所得に係る公社債及び預貯金の利子等について国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得に含めることとするもので、特定利子等の額を追加するものであります。

次に、第27項については、特定適用配当等に係る国民健康保険の課税の特例になり、次ページの104、105ページに続きますが、第26条と同じく市民税において分離課税されることになった外国居住者等が有する事業から生じる所得に係る上場株式等の配当について国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得に含めることとするもので、特定適用配当等の額を追加するものであります。

続きまして、議案書によりご説明をいたしますので、恐れ入りますが、議案書の63ページをお開

きください。議案書63ページにつきましては、議案第129号の上程文でございます。64ページから67ページまでが条例の改正分になりますが、議案説明書にて説明をさせていただきますので、省略をさせていただきます。

附則であります、この条例は平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定については、当該各号に定める日から施行するというものです。

第1号の減免申請の期限についてですが、第25条の2第2項の改正規定については、公布の日から施行するものとし、第2号の附則の条項の整理及び附則第25項の次に第2項を加える改正規定等につきましては、平成29年1月1日から施行するものです。

次の適用区分についてであります、第2項では改正後の栃木市国民健康保険税条例第2条から第9条の3まで及び第23条の規定は平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものです。

次の第3項は、改正後の栃木市国民健康保険税条例附則第26項及び第27項の規定については、平成29年1月1日以後に支払いを受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に係る法律に規定する特定適用利子等及び特定適用配当等に係る国民健康保険税について適用するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） おはようございます。まず、1つ目、ちょっと確認させてください。

ここに出てくる特定世帯というのがあるのですけれども、この対象世帯というのですか、何件というのですか、何世帯ぐらいあるのか、お伺いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） まず、特定世帯についてなのですけれども、特定世帯につきましては、国保からの後期高齢者医療に移行した方がいるということで、その世帯の国保加入者が1人となった世帯について、5年間の国保税の平等割を2分の1に軽減して算出するというような内容でございますが、人数につきましては後ほどお知らせしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） もう一つ、外国人の対象もちょっと聞きたいなと思っています。これで、この改正について、栃木市に住んでいる国民健康保険税の対象の事業云々というのが何だかわからないのですけれども、対象者はどのくらいいるのか、お伺いします。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 現時点で調査したところ、今のところ対象者はいないということで

ございます。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 最後に伺います。

全体として、この影響範囲というか、我々も国民健康保険なのですが、本当は上げていた
だきたくないなというふうには思っています。ただ、全体としてはやむを得ないかなというの
もあるのですが、影響はどんなような影響が、増額がこんなふうになるとか、負担がこれだけ増え
ますよというのがわかればお伺いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 今回の改正によりまして、どうしても増額にしなければいけない
ということで、被保険者の方には負担をいただくようなことになるわけでございます。この負担額に
ついては、あくまで平均というか、全体の平均になるわけなのですが、改正した場合には14万
3,000円ほどの1人当たりの負担額になりまして、前年度と比較いたしますと約2万円ほどの増額
になるということで、約16.6%ほど増額になるということで、その分、ご負担をいただくというよ
うなことになるかと思えます。よろしく申し上げます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今の天谷委員の関連で言いますけれども、1人当たりが14万3,000円、世帯
当たり直しますと年間どの程度になるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 世帯当たりなのですが、これもあくまで概算ということになります
けれども、22万8,000円ぐらいが平均的な数字になるかと思えます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回税率改正で一番負担増になるというような世帯というのはどういった世
帯になるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 負担につきましては、全体的に皆さんからご負担をいただくという
ことが前提になっておりますが、課税限度額等がございますので、中間的な層、また低所得者層に
つきましては、また軽減措置がございますので、率にしますとどうしても中間的な層の部分が比率
が高くなっているというような状況でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回所得割を増やして、資産割を減らしたと。そして、均等割、平等割も増
額しておりますけれども、特に均等割がかなり増えているということで、家族が多い世帯ほど負担
増になるのではないかなと私は思うのですが、モデルケースで言うと40歳代の子供を抱えて
いる世帯というのが一番負担割合、負担増が今回多かったのではないかなと。一番子育て世代、そ

ういったところにしわ寄せが行くのではないかなという気がするのですけれども、どうなのでしょう
うか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 今回については、どうしても資産割を下げているという状況でござ
いますので、資産を持っていない方への負担が増えてしまうということで、どうしても核家族の家
庭につきましても、負担についてはそれ相応の負担になってしまうというのが現状でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それでは、またちょっと視点を変えて、被保険者、今、国保の貧困化と言わ
れていますけれども、所得階層の割合というのはどういうふうな感じになっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 所得階層の割合についてなのですが、国保の場合に限りますけれど
も、約300万円以下の世帯で約90%ぐらいが占めているという状況でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 一般的な国保加入者だけではなくて、全体的に言うとこれはやっぱり国保加
入者は貧困層が多いということの認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 数字のほうにもあらわれておりますが、そのような考え方でござい
ます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そこで、第23条関係ですけれども、これは7割、5割、2割の減免措置です
けれども、この減免を受ける世帯というのは、この国保の中でどのくらいの割合になっているでし
ょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 世帯ですと約半数が減免を受けていることになっております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。

もう一つ、今回の基本的な考え方として、議員研究会でも説明がありましたけれども、基本的に
赤字繰り入れはしないと。この根拠は何なのか、伺いたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 国保制度については保険制度ということでございまして、その経費
については国の補助金以外については保険者で賄われるというものでございます。赤字繰り入れは
国保以外の、例えば社会保険加入者の市民に対しては保険税の一部を肩がわりさせるということに
等しいものでございまして、社保の人にとりましては二重に保険税を負担するということになり、

公平な税負担の観点からは解消しなければならないというようなことでございます。

また、平成30年度からは制度改革によりまして県が財政運営を担うということになりますが、決算補填や累積赤字に充てるもの、また保険税負担の軽減を図るものによる一般会計からの赤字繰り入れは解消、または削減を求めるものという方針が示されます。赤字が生じた場合には、市の一般会計からではなく、県の財政安定化基金から借り入れるということございまして、3年間で返済していくということになりますが、その財源については各保険者になりますので、保険料から負担する、補填するということになります。本来の財源の調整には、市が持っている財政調整基金から補填するということでありまして、栃木市においては基金も2,250万円とわずかになってきていると。一般会計からの繰り入れでしのいでいるという状況でございまして、市の財政を圧迫しているという状況でございまして。さらに、平成29年度に改正を行わなければ、さらに5億円から6億円の繰り入れがされなければならないということから、どうしても一般会計からの繰り入れについては解消すべきものというふうに考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ほかの社会保険の加入者と公平性というか、そういうことを最初に言われましてけれども、結局、退職すれば国保に加入してくるわけですね。そういった点では、今社会保険に入っている、将来的には国保のお世話になるというか、ことであれば、別に今赤字繰り入れをして軽減するというのも、そういった方々からしても理解を得られるのではないかなと思えますけれども、どうでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 議員さんの言われますことで、将来的にわたってということですが、現状においては、市民税を払っている、また国保税も払っているというようなことで、どうしても二重課税感が生じてしまうというような考えから、赤字繰り入れについては解消すべきものというふうな考え方で進めているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 高橋部長。

○生活環境部長（高橋一典君） 実は、社会保険は今前期高齢者医療交付金というものを国保のほうに負担してくれています。それというのは、当然社会保険の保険料で皆さんから集めた保険料を財源に国保のために、国保の前期高齢者65歳から74歳までですけども、医療費が絡むわけなものですから、それを補填するために前期高齢者交付金というものを払う。それはもう既に社会保険では負担していただいているのです。今議員のおっしゃるようなことになると、その上にさらに負担しろというお話になりますので、それは難しいのかなと。先ほど課長がお答えしたように、市としましては、赤字繰り入れを解消していく方向を目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） もう一つ、2条関係ですけれども、これは課税限度額を国の定めた基準まで引き上げるとのことですよね。この影響する世帯と、これでどの程度の収入増になるのか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 今回の課税限度額につきましては、地方税法施行令の定められた89万円で試算をしておるところでございます。その影響範囲ということでございますが、超過世帯ということで、これは約800名、割合で3.24%。それから、増額分ということなのですが、これも明確な数字ではありませんけれども、約6,000万円程度が増額になるであろうというような試算をしておるところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 私、この条例改正には反対の立場で討論いたします。

いつも予算、決算でも主張していることですが、我々がとった市民アンケートでも、一番多いのは国保税が高いというのが、払い切れないというのが市民の声なのです。ですので、今回、平成27年度にも値上げして、今回また平成29年度から引き上げということですよ。先ほどの質疑の中でも、1人当たり2万円ほどの16%もの引き上げとなるということで、今までも払い切れないというのが実態であって、これ以上の負担はもう市民の限界を超えていると思います。それで、やはり一般会計からの繰り入れをして、市民の負担を抑えていくと。それが命を守る国保のあり方だと思います。

いつも下水道事業と比較しますけれども、下水道事業には23億円もの繰り入れしているのです。それで事業を行っている。そういった意味では、命にかかわる国保こそ一般会計から繰り入れして、払える国保税にすべきだということで、今回の引き上げには反対をいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 私は、この条例に対しまして賛成の立場で討論したいと思います。

誰しも負担増にならないようにしたいというのは、やはり希望するところだと思います。しかしながら、本市は合併後、税の均一化を図るということで、極力改正をしないで、値上げをしないで来たということもあって、財政調整基金を取り崩したという経緯があります。それは我々議員も承知の上で、とりあえずは財政調整基金を使いながら調整をしようということで、それは議会としても承知をして取り崩しをしてきたわけです。

先ほどありましたけれども、2,200万円しか、既になくなったということで、それをどうして補填するかということですが、赤字繰り入れをして、平成26年度には8億6,000万円、平成27年

度は2億2,000万円、そして今年度は当初予算ですけれども、7億6,000万円の赤字繰り入れをしているという経過があります。しかしながら、今、説明がありましたけれども、平成30年度から財政運営が県が主体となってくるということから、そこでは赤字繰り入れをしないということが基本になっているわけです。そこで、いろいろ私たちもこの間、説明を受けましたけれども、いろんな改正の段階を踏んでいく中で、提案された一番負担が少ない新案というか、それを私たち、それなら仕方がないことかなというふうに実は思っているのですけれども、保険の運営協議会の中でも被保険者の皆様の意見として、これはこれからの医療費が増大する中で、仕方がない方法かなということで、段階的に上げていくということで、今回の改正ということをある程度了承、理解はしているという経緯がございます。

そういった意味では、将来的な保険財政をきちんと財政の健全化を図るという意味でも、今回の値上げ、改正は仕方がないことかなというふうに思うとともに、これから保険税の収納率をきちんと高めるといふこと。それから、医療費の削減をするための予防に十分に努力していくということ要望いたしまして、賛成といたします。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第129号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛 成	茂呂健市	青木一男	大川秀子	天谷浩明	小堀良江
	福田裕司				
反 対	白石幹男				

○委員長（広瀬昌子君） 起立多数であります。

したがって、議案第129号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第130号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第2、議案第130号 栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） ただいまご上程をいただきました議案第130号 栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書は69ページから71ページまでであります。また、議案説明書は107ページから109ページまでであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書の107ページをごらんください。提案理由でございますが、重度心身障がい者医療費助成を現物給付とするため、栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、改正の概要であります。重度心身障がい者医療の助成方法を現物給付方式に改めるとともに、規定を整理することです。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、改正の内容につきましては新旧対照表により説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、108、109ページをお開きください。

まず、規定の整理といたしまして、第7条を第8条とし、第6条中「第4条」の次に「及び第5条」を加え、同条を第7条とし、第5条を第6条といたします。

次に、第4条の見出しを「償還払いによる助成」に改め、同条中「市長は」の次に「、県外の医療機関等での受診その他やむを得ない事由により」を、「助成する」の次に「ことができる」を加え、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加えるものであります。

第4条として、見出しは「現物給付による助成」になります。「第4条、市長は、助成対象者が保険給付を受けた場合には、医療機関等に対し、当該保険給付に係る一部負担金等の額に相当する額を、当該医療機関等の請求に基づき支払うものとする。ただし、医療機関等が助成対象者から一部負担金等の支払いを受けている場合は、この限りでない。」を加えるものです。

続きまして、議案書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案書の69ページをお開き願います。議案書69ページにつきましては、議案第130号の上程文でございます。70ページから71ページまでが条例の改正分になりますが、議案説明書にて説明をさせていただきますので、省略をさせていただきます。

次に、附則であります。この条例は、平成29年4月1日から施行するというものです。経過措置につきましては、この条例による改正後の栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた保険給付に係る助成について適用し、施行日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例によるというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回、現物給付、重度心身障がい者の窓口負担をなくすということで、これは長年の障がい者やその家族にとって願いであって、国のペナルティーがある中で、よく決断した

と評価したいと思います。そこで、対象者なのですが、これはきっちり把握をしているわけですね。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 対象者につきましては、重度心身障がい者の認定者になりますので、把握については十分しておるところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 現物給付になるに当たって、その手続というのですか、そういったことは生じるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 個人の申請手続についてはございません。こちらから受給資格者証を発送いたしますので、そちらのほうで対応していただくということになります。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そういったことでは、そういった漏れというか、申請漏れということはないということでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） はい。個人を特定して発送いたしますので、ないように努力したいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第130号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第130号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第131号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第3、議案第131号 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報

酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

鈴木地域包括ケア推進課長。

- 参事兼地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） ただいまご上程いただきました議案第131号 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書につきましては72ページから74ページ、議案説明書につきましては111ページから113ページであります。初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、恐れ入りますが、議案説明書の111ページをお開き願います。

まず、提案理由であります。高齢化の進展に伴い、介護認定調査員及び地域包括支援センター配置の主任介護支援専門員等の業務量が増加しており、一方では、子ども・子育て新制度により保育士の需要が増大し、保育士不足、それぞれの専門職の確保が困難な状況になっていることから、給与等の処遇改善が急務となり、介護認定調査員等の報酬を改定することです。また、さらに認知症の方やその家族の支援などの初期支援を包括的、集中的に行います認知症初期集中支援チームを新たに設置するための専門員等の報酬を定めること。また、さらに女性が子供を産み育てやすい環境を整えるため、妊娠期から育児期までの切れ目なく一体的に支援します子育て世代包括支援センターを設置するための専門員等の報酬を定めるに当たりまして、以上のことから所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要であります。1、介護認定調査員、主任介護支援専門員及び介護支援専門員、社会福祉士並びに嘱託保育士の報酬の額を改定すること、2、認知症初期集中支援専門員、認知症初期集中支援専門員及び子育て世代包括支援センター専門員の報酬の額を定めることです。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

今回の改正内容につきましては、次の112ページ、113ページの新旧対照表で説明させていただきます。112ページの別表をごらんいただきたいと思います。各専門職別にご説明を申し上げます。介護認定調査員につきましては、現行では月額15万円に件数に応じて1件当たり2,000円加算であるものを、改正案のとおり月額16万円に改め、1件から40件までは現行と同額、41件からは3,000円を加算に改めます。

次の主任介護支援専門員、介護支援専門員につきましては、地域包括支援センター配置の専門職でありまして、現行では月額24万円以内であるものを改正案のとおり月額34万円以内に改めます。上限34万円以内としての運用に当たりましては、採用時の資格基準及び実務経験年数並びに地域包括支援センターでの在籍年数により4段階に分けて運用してまいります。

次の社会福祉士につきましても、地域包括支援センター配置の専門職でありまして、先ほどの介

護支援専門員と同様に現行の月額24万円を改正案のとおり月額34万円以内に改めまして、同様に4段階に分けて運用するものであります。

次に、認知症初期集中支援チームの認知症初期集中支援専門医及び認知症初期集中支援専門員を新たに改正案のとおり追加いたしまして、金額につきましては認知症初期集中支援専門医は月額3万円以内に、専門員は月額24万5,000円以内とするものであります。

次に、平成29年度より新規に設置いたします子育て世代包括支援センターの子育て世代包括支援センター専門員を新たに改正案のとおり追加いたしまして、月額34万円以内とするものであります。その運用に当たりましては、先ほどの社会福祉士と同様に採用時の資格基準あるいは実務経験年数並びに在籍年数により4段階に分けて運用いたします。

次の嘱託保育士についてであります。現行におきましては特段の定めがないことから、その他の嘱託員として月額20万6,000円以内を適用していたところでありますが、保育士の専門性、特殊性があることから、改定案のとおり新たに嘱託保育士を追加しまして、月額28万円以内とするところであります。運用に当たりましては、嘱託保育士の経験年数によりまして3段階に分け、これに延長保育や土曜保育などの勤務に対する割り増し報酬を含めるところであります。

次に、議案書の72ページをごらん願います。このページは、条例改正のかがみの部分となるところであります。

次の73ページをお開き願います。条例改正の内容につきましては、先ほど説明させていただいたとおりであります。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するというものであります。

以上で議案第131号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回、大幅な改定になったわけですが、まずこの額を根拠にしたというのはいかなるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 鈴木課長。

○参事兼地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） まず、介護支援専門員及び主任介護支援専門員であります。現行では24万円というところですが、それを34万円とするところであります。34万円の根拠といたしましては、国の厚生労働省におきまして毎年介護従事者の調査がございまして、その中で報酬額が示されているところです。その中では、平均額といたしましてケアマネにおいては31万9,819円、社会福祉士におきましては32万2,046円ということで示されておりまして、その金額から算出したして34万円以内としているところであります。当初から34万円を支給するものではなくて、27万円から支給してまいりたいと考えております。社会福祉士におきましても同じよう

あります。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。

あと、嘱託保育士ですけれども、28万円。これも最高が20万6,000円がだったものを28万円にするわけですけれども、ここら辺の設定の根拠というのはどうなっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 嘱託保育士の報酬につきましては、現行は20万6,000円以内ということをお適用していきまして、実際には17万4,200円という額になっております、基本額的には。それに、先ほど申しあげました割り増し報酬という形で土曜保育とかありますので、足した形で支給させていただいておりますが、基本的に17万4,200円をベースといたしまして、改定後は3段階ということで、日額換算でおおむね5,000円程度ずつ3段階で引き上げていくというような目安をまずさせていただいたところです。また、近隣の保育士の状況等も見まして、最終的には1万円程度を目安にということで設定させていただいたところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 保育士、特殊というか、そういった資格を持った人たちですけれども、嘱託という考え方ではなくて、正規というか、よく任期付の職員とか、そういった位置づけの職員もいるわけですけれども、そういった考えはなかったのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 保育士につきましては、現在、全体的には正職のほうが少ないというような状況もありまして、担当課、私どもといたしましては、きちんとした正職を増やしてほしいということで、常々要望のほうはさせていただいているという状況にあります。なかなか定員等の関係があって増やしてもらえないという中で、嘱託保育士、臨時保育士という形で採用しているという状況があります。その中でも、まずは正職を増やしてもらいたいということが一番ということでは、我々も考えておりますが、まず現実的には嘱託保育士が多数いるというところで、この処遇改善というところをまずは図っていきたいということで考えております。正職については、とにかく増やしてほしいということでは今後も要望していきたいというふうに考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） なかなか保育士不足ということで、給与が低いと集まらないということがありますので、そういった対応になったと思いますけれども、もう一つ、臨時保育士については、今年ちょっと上がりましたけれども、やっぱり臨時保育士についても何らかの処遇改善をしなければいけないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 臨時保育士につきましても、やはり処遇の改善というのは必要だという

ふうには考えております。確かに臨時保育士の場合は、いわゆるフルタイムで働いてもらっている方と、短時間ということで4時間とか5時間とかという方がいらっしゃると思いますので、基本的にフルタイムの方については、1年間、勤務していただいた状況を踏まえて嘱託保育士ということで採用がえというのですか、しまして、今回の賃上げに相当されるようなほうに入っていただくようなことで考えております。短時間勤務の方とか、嘱託希望しない方とか若干いるのですが、その方については臨時職員の賃金ということで、ほかの職種も含めて担当課のほうで今検討していただいています。我々としてはそちらのほうも上げていただくようにということで要望しているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ちょっと嘱託保育士のところで、議員の研究会のときもちょっと触れたのですが、通勤手当ですよね。これは嘱託にはないということで、通勤手当は非課税になるものですから、そういったところで通勤手当も払う。常勤で勤めているわけですから払うべきでないかなと思うのですけれども、いかがなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 今、嘱託保育士を含めて非常勤職員については、通勤費、通勤手当というのは現状出していないということがあります。これについては、嘱託保育士だけではなくて、非常勤職員全体の話というようなことで、担当課のほうとも、我々とするば出してほしいというところもありますので、それは協議はしているところですが、その辺はいろんな制度面の制約等があるようでして、なかなか手当を出すというふうな回答をいただいているのですけれども、これもまた引き続き検討させていただければというふうに思います。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 一つ確認というか、先ほど説明を聞いていたのですけれども、この段階、3段階程度にやるような話も理解はしたのですが、割り増し報酬のほうがちらっと出たのです。それについて、この中でおさめていくという解釈を私はしたのですけれども、それでよろしいでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 今、委員おっしゃられたとおり、割り増し報酬も含めてこの額の中におさめていくという形をとりたいと考えております。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありますか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 人材確保という意味で、今回の改正、よかったなと思っております。その中で、子育て世代の包括支援センターが来年度設置をされるということで、大変喜ばしいことなのですけれども、この専門員という、どういった資格を持っている方が該当するのか、お伺いしたいと

思います。

○委員長（広瀬昌子君） 松長主幹。

○健康増進課主幹（松長幸子君） 現在のところ助産師を予定しております。または、いない場合には保健師または看護師等を考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） ぜひ助産師さんをとというふうに思っておりますけれども、何名ぐらい、ここに配置をされるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 松長主幹。

○健康増進課主幹（松長幸子君） 現在のところ、1名を予定しております。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 先ほど大川委員のほうからお話ありました。こういった専門職の不足ということで、金額、そしてまた、ほかの報酬の方ともちょっと差を縮めるという形かなと思うのですが、これはあくまでも特別職の職員の方の改定かと思うのですが、若干ちょっと離れているかもしれませんが、やはり福祉関係となると、社会福祉士の専門職、かなり広い部分で網羅されていると思うのですが、一つの福祉課として若干視点が変わってしまうのですが、専門職の必要性というのほどのように考えているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 首長課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 福祉全般の話なのですが、特に高齢者の対象が多いということで、私のほうからご回答させていただきますが、まず社会福祉士につきましては、総合相談の窓口という部分のところで、これからの福祉行政あるいは市政全般にわたって必要な職種というふうな、そういう認識を持っております。

そのために市としても、やはり今年度も正職員で募集しておりますけれども、定期的な募集という部分のところを計画的に進めていく、そういう必要性があるかなというふうな、そういう認識を持っております。その例といたしまして、現在、なかなか高齢の窓口、障がいの窓口、そういう単独の窓口で解決し切れない問題というものが多く出てきております。多問題家族というような部分のところで言われておりますけれども、それらのものを総合的に判断、対応していく部分のところでは、やはり社会福祉士の経験あるいは判断、知識、そういうものが要かというふうに認識しておりますので、今後も継続して雇用できるよう努めてまいりたいと思っております。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 本当に福祉の部分は広くて深いという、そういった分野ですので、ぜひお願いしたいと思いますのですが、現在、社会福祉士を持っている職員の方は何名ぐらいいらっしゃるでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 鈴木課長。

○参事兼地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） 包括支援センターにおきましては社会福祉士が、非常勤が2人、あと正職が今現在2人おります。あと、法人から出向いただいているのが5人ということで、合計9名おります。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） さらなる専門的な方を募集というか、入れていただければと思っております。以上です。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第131号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第131号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第136号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第4、議案第136号 指定管理者の指定について（栃木市斎場）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） ただいまご上程をいただきました議案第136号 指定管理者の指定について（栃木市斎場）をご説明いたします。

議案書は85ページ、議案説明書は133ページです。初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の133ページをお開きください。

提案理由ですが、栃木市斎場につきましては、人生の終えんの場にふさわしい品格のある葬儀の場として、市民福祉の向上に資することを目的に設置されておりまして、利用者のニーズに対する確な対応など質の高いサービスの提供が求められる施設であります。

栃木市斎場は平成24年4月から指定管理者制度を導入いたしまして、現在まで霊柩車運行業務を

除きます火葬業務について指定管理により運営しておりますが、今年度をもって5年間の指定管理期間が終了するに当たり、引き続き斎場を効率的、効果的に運営を行っていくため、平成29年4月から、栃木市斎場の管理を行わせる指定管理者を宮本工業所・五輪グループに指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者選定までの流れでございますが、公募説明会に出席することを申請資格必須要件と位置づけをいたしまして、指定管理者募集要項を本年8月2日、市のホームページに掲載をいたしました。公募説明会の申し込み期間は、土日、祝日を除く8月8日から8月15日まで受け付けをしまして、この時点では3団体からの問い合わせがございましたが、8月16日の公募説明会当日は1団体が不参加となりまして、2団体の参加で説明会を開催いたしました。その後、実際に申請してきましては、現在の指定管理者であります宮本工業所・五輪グループ1団体のみでございました。

指定管理者選定委員会におきましては10月13日に開催いたしまして、募集要項に示しました公平・公正性の確保、適切・効率的な管理、目的に即した事業の推進、信頼・安定性があることの、合わせて4つの提案に係る項目と、それに価格点を入れまして、申請書類や申請者からのヒアリングをもとに審査を行いました。なお、価格点を除いた提案に係る得点合計が140点満点中70点に満たない場合は募集要項におきまして失格となることとしております。

審査結果につきましては、提案に係る得点が140点満点中113.1点、指定管理料に係る得点、価格点が60点満点中60点、合計得点が200点満点中173.1点となりました。

答申の内容ですが、先ほど申し上げました価格点を含みます5つの項目について、総合的に審査しました結果、高い評価を得まして、施設の管理を安定して行う能力を有していると考えられましたことから、申請のありました宮本工業所・五輪グループを指定管理者の候補者案として選定したというものでございます。

市といたしましては、この答申を踏まえまして、宮本工業所・五輪グループを栃木市斎場の指定管理者の候補者として選定したものでございます。

今後の予定ですが、今議案をご承認いただきました際には、来年4月に年度協定を締結いたしまして、指定管理者による管理を開始したいと考えております。参照条文につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、議案書の85ページをお開きください。2の指定管理者に指定する団体につきましては、富山県富山市奥田新町12番3号、宮本工業所・五輪グループ、代表団体が株式会社宮本工業所、代表取締役宮本芳樹であります。

3の指定期間につきましては、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回、最終的には公募の結果、1者ということで、指定管理者制度の目的というのは経費節減とか、民間活力による競争性というのでしょうか、そういったところで経費削減を図っていくというのが目的だったのだけれども、1者ということであると、その指定管理者、前回も1者だったかな、今回は今やっている事業者だけということであるとすると、指定管理の制度そのものでなくてもいいのではないかなという感じがいたすのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） ご質問にお答えします。

やはり公正性、公平性を欠きますので、引き続き指定管理のほうは続けていきたいと考えております。今回も1者ではなく、当初は3者来たわけなのですが、理由として、火葬施設がまず現宮本工業所の施設であること。修繕の部品などでも、古い施設なものですから、修繕についても、その宮本工業所を通さないとなかなかできないという部分があります。その点から、業者も余り来なかったのかなという気はします。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回1者ということ。選定委員会というのですか、開いて、一応評価をしたということですが、その点、今回の選定の中で何か指摘事項とか、そういったことはあったのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 先ほどの答弁の中で、私、話をしましたが、今回、点数的には大分高得点でございました。公正性の確保につきましては30点中22.5点、適切、効率的な管理につきましては40点中30.4点、目的に即した事業の推進につきましては30点中24点。信頼、安定性、ここを重視しているのですが、40点中36.2点と、高得点は出ておりますが、指摘としましては、引き続き利用者のサービスが落ちないように、その点の指摘はございました。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第136号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第136号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第137号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第5、議案第137号 指定管理者の指定について（栃木市大平児童館）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

稲葉子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（稲葉 実君） ただいま上程いただきました議案第137号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書は86ページ、議案説明書は134ページであります。初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の134ページをお開き願います。

提案理由であります。栃木市大平児童館の管理を行わせる指定管理者を学校法人しずわでら学園に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の候補者選定の概要につきましては、大平児童館の現在の指定管理期間が平成29年3月31日に満了することから、平成29年度からの5年間の指定管理者の募集を6月から7月にかけて行いましたところ、申請は学校法人しずわでら学園の1団体でした。9月28日に指定管理選定委員会を開催いたしまして、申請書類と申請者からのヒアリングをもとに審査が行われ、指定管理者の候補者案として答申をいただきました。市といたしましては、この答申を踏まえ、学校法人しずわでら学園を栃木市大平児童館の指定管理者の候補者として選定したものであります。

以上で提案理由の説明を終わりました。次に議案書の説明をいたしますので、議案書の86ページをお開きください。

栃木市大平児童館の指定管理者として、栃木市岩舟町静和1151番地4の学校法人しずわでら学園を平成29年4月1日から平成34年3月31日まで指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるというものであります。

以上をもちまして説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（広瀬昌子君） 当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 1点だけ。指定管理ということですが、基本的に利用している子供た

ちとかという感じで、意見とか何か、そういうことをきちっと拾っていくことも当然加味していると思いますが、何かトラブルというか、そういうものはあるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 稲葉主幹。

○子育て支援課主幹（稲葉 実君） 当然アンケートを毎年実施しておりまして、一応こちらとしましては最低100枚のアンケートをとるようなことで依頼してあります。中身につきましては、ほとんどが好評でありまして、今のところトラブルといったものは起きておりません。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この件も公募で1者だけだったのですけれども、この児童館については、ずっとこのしずわで学園が指定管理になっているのだと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 稲葉主幹。

○子育て支援課主幹（稲葉 実君） 合併前の平成21年4月1日から学校法人しずわで学園が指定管理者になっておりまして、前回の平成24年4月1日から平成29年3月31日までと今回と、ずっとしずわで学園が指定管理者になっております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この公の施設、特に児童館みたいなところは、指定管理者にとっても、もうけにはならないということだと思えるのですけれども、今後、先ほども言ったのだけれども、指定管理者制で、こういう施設についてはそぐわないのではないかなと思うのですけれども、そんなところ、どう思っているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 稲葉主幹。

○子育て支援課主幹（稲葉 実君） 一応市民からの公平、公正な行政の遂行上、やはり民間に委託する場合は指定管理という形を続けたいと思っております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 資料を見ますと、市の出した参考収支計画書ですと、年間で1,375万円で、しずわで学園のほうで出してきたのが1,400万円で、収入を25万円見ていて、ちょうど差し引き1,375万円にして、価格的にはちょうどなっているのですけれども、この雑収入という項目はどういった、利用料を取るわけではないですね。どういう収入なのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 稲葉主幹。

○子育て支援課主幹（稲葉 実君） 行事の際の実費に関しての収入になっております。

○委員長（広瀬昌子君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） ホームページ等見ますと、今まで休館日でも庭の利用ができたようだけれども、今はお庭の利用ができなくなっているというような内容が書かれておりましたけれども、これはどうなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 稲葉主幹。

○子育て支援課主幹（稲葉 実君） 一応休館日につきましては、安全管理上、入っていただかないような形で、一応鎖等はずってあります。ただ、ちょっと問題な点は、鎖がはずってあっても、子供が入ろうと思えば、生け垣ですので、入れてしまう部分はあるのですが、とりあえず休館で安全管理、要するに職員の目が届かないものですから、今はとにかく遠慮してもらっているという形です。

○委員長（広瀬昌子君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 指定管理者になる前というのはどういう状況だったのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 稲葉主幹。

○子育て支援課主幹（稲葉 実君） 基本的には、私ども今現在の休館日につきましては、例えば、はこのもり児童センターなんかですと門扉に鍵をかけてしまうものですから、休館日としている場合は入ってもらわないようなことはしてあると思うのですが、鎖等はずっていなかったもので、外回りについては自由に入れたと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） そうすると、指定管理者になる前というのは自由に遊べていたということなのでしょうか。この児童館。

○委員長（広瀬昌子君） 稲葉主幹。

○子育て支援課主幹（稲葉 実君） 推定で物を言う形になると思いますので、そこら辺は調べさせていただきますか。済みません。

○委員長（広瀬昌子君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 指定管理者になって、利用者のサービスの低下がないように取り組んでいただきたいと思います。今、子供たちの遊び場が随分少なくなっているというような実態もありますので、ぜひご検討していただければと思います。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありますか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） ちょっと聞くの忘れましたが、人件費ですけれども、これは市の参考資料を見ると職員1名と臨時職員2名という形になっているのですけれども、これはきっちり労働基準法なり、それは守られているということは確認済みなのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 稲葉主幹。

○子育て支援課主幹（稲葉 実君） その点は確認してあります。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第137号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第137号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前11時20分）

○委員長（広瀬昌子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時35分）

◎発言の申し出

○委員長（広瀬昌子君） ここで執行部より発言の申し出がありますので、これを許します。

藤平課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 先ほど議案第129号の栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてにおきまして、天谷委員のほうから特定世帯について何世帯あるのかとのお質問であります。12月1日現在で世帯数については1,931世帯でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（広瀬昌子君） 稲葉主幹。

○子育て支援課主幹（稲葉 実君） 先ほどご質問いただきました議案第137号の大平児童館の休館日における庭の利用について、小堀委員からご質問いただきました件についてですが、一応安全管理上の配慮からしまして、市の施設につきましては、休館日におきましては使用を制限させていただきますので、こちら平成21年当時の職員がおりませんので、以前についてはわかりかねますが、安全管理の配慮上、制限していたものであり、指定管理者になったために制限を受けたというわけではないものと思われま。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 了解いたしました。

◎議案第115号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第6、議案第115号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第3号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額につきましては、読み上げを省略していただいて結構です。

石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） ただいまご上程いただきました議案第115号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第3号）の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

まず、歳出につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の52、53ページをお開きください。2款1項15目諸費、補正額9,721万3,000円の増額であります。

説明欄、国県支出金返還金（障がい福祉課）につきましては、平成27年度の障がい者自立支援給付費等負担金などにおいて、概算要求と実績額に差額が生じたための返還金であります。

同じく生活福祉課につきましては、平成27年度生活保護等国庫負担金の交付確定に伴い、医療扶助費等負担金について、超過交付となった額が生じたため返還金を増額補正するものであります。

同じく健康増進課につきましては、平成27年度の健康増進事業費補助金対象事業の実績を精算したことにより金額が確定したため、過大に受け入れた分について返還するものであります。

同じく子育て支援課につきましては、国、県分の交付額確定に伴い、国及び県に返還金が生じたもので、その主なものは平成27年度子育て世帯臨時特例給付金事務費補助金と母子家庭等総合支援事業費国庫補助金になります。

続きまして、62、63ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費、補正額5億1,346万4,000円の増額であります。

説明欄1行目、職員人件費の補正につきましては職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことや、人事院勧告を踏まえ、その差額分について増額補正するものであります。以下、職員課所管の職員人件費につきましては、説明を省略させていただきます。

説明欄2行目、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、国民健康保険特別会計の歳出における職員人件費及び県市町村総合事務組合負担金（退職手当）の増額に伴い補正増するものであります。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計における職員人件費の増額に伴い補正増するものであります。

次の臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業費につきましては、国の平成28年度補正予算により

平成26年4月の消費税率の引き上げに際し、低所得者の負担軽減を図るため、国の経済政策として今年度実施した臨時福祉給付金支給対象者に1人当たり1万5,000円を支給するものであります。

次の2目障がい福祉費、補正額88万8,000円の増額であります。説明欄、障がい者在宅生活支援委託事業費につきましては、意思疎通に支障のある障がい者に手話通訳者等を派遣するコミュニケーション支援事業及び障がい者に居室の提供と日常生活に必要な便宜を供与する福祉ホーム事業において利用件数が当初の見込みを上回ったことにより報償費等を増額するものであります。

次の3目高齢福祉総務費、補正額1,700万9,000円を減額するものであります。説明欄2行目、介護保険特別会計繰出金につきましては、介護保険特別会計における職員給与費等の減額により、繰出金を減額するものであります。

次の介護人材緊急確保対策事業費につきましては、県が新設した補助事業を活用し介護人材の確保を図るため、介護未経験者の研修事業を新たに実施するための経費を増額補正したいというものであります。

続きまして、64、65ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費、補正額2,927万円の増額であります。説明欄1行目、病児・病後児保育事業費につきましては、民間保育で実施しております病児保育の利用児童数が当初見込みを上回ることが見込まれることから、委託料を増額するものであります。

次の民間保育所等1歳児担当保育士増員事業補助金につきましては、1歳児担当保育士の増員を実施する保育園、認定こども園が当初見込みより増加したことなどにより増額するものであります。

次の保育対策総合支援事業補助金につきましては、保育士確保等のため民間保育園、認定こども園等において保育士宿舍借り上げ支援、保育補助者雇い上げ強化等の事業を実施する園が増えたこと、また新たに保育所等における業務効率化推進事業が補助対象となったことにより増額するものであります。

次の3目母子福祉費、補正額2,160万円の増額であります。説明欄、こども、妊産婦、ひとり親家庭医療費助成事業費につきましては、こども医療費助成制度の現物給付件数及び助成額の増加に伴い、こども医療給付費を補正増するものであります。

次の5目保育所費、補正額1億3,755万1,000円の増額であります。説明欄2行目、いりふね・そのべ保育園統合整備事業費につきましては、地方都市リノベーション事業として国の社会資本整備総合交付金を活用し、平成28年、29年度の継続事業として園舎整備を進めておりますが、交付金の追加内示があり増額されたことにより、平成28年度の工事費を増額するものであります。

次の藤岡はとらんど保育園管理運営費につきましては、藤岡はとらんど保育園の内科嘱託医が2名となったことから、医師報酬を増額するものであります。

続きまして、66、67ページをお開きください。3項1目生活保護総務費、補正額266万円の増額であります。説明欄2行目、生活保護運営対策事業費につきましては、レセプト管理システムクラ

ウドサービス導入委託料、サービス利用料、レセプト管理システムクラウドサービス運用のためのパソコン及びプリンターの器具購入費を増額補正するものであります。

続きまして、68、69ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費、補正額470万9,000円の増額であります。説明欄、栃木地区病院統合再編事業費につきましても、とちぎメディカルセンターしもつがの開院に合わせて病院周辺に案内看板を設置しましたが、その後も案内看板設置要望が市民の方から多く上がっていることから、新たに市内4カ所に設置するものであります。

次の3目環境衛生費、補正額640万7,000円の増額であります。説明欄、災害関係環境保全事業費につきましても、平成27年9月11日発生の関東・東北豪雨災害により崩落した市有墓地2カ所につきまして、仮復旧工事を実施しておりましたが、利用者の安全確保が必要なことから本復旧工事を行うものであります。

次の4目斎場費、補正額820万8,000円の減額であります。説明欄、斎場再整備事業費につきましても、新斎場建設スケジュールの見直しによりPFI導入可能性調査を平成28年度から平成29年度にかけて実施することとしたため、債務負担行為を追加することに伴い、PFI導入可能性調査業務委託料を補正減するものであります。

次の6目保健施設費、補正額231万7,000円の増額であります。説明欄、栃木保健福祉センター管理運営費につきましても、来年度、健康増進課内に子育て世代包括支援センターを設置するに当たりまして、事務室の改修を行うほか、カウンターや椅子等の備品を購入するため、増額補正するものであります。

続きまして、70、71ページをお開きください。2項3目し尿処理費、補正額54万1,000円の増額であります。説明欄、公衆便所管理費につきましても、栃木駅高架下にごございます公衆便所の設備が破損したため修繕を行うものであります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の所管関係部分につきましてもご説明を申し上げますので、44、45ページをお開きください。14款1項1目3節生活保護費負担金につきましても、1,100万8,000円の増額であります。説明欄、生活扶助費等負担金過年度分並びに介護扶助費等負担金過年度分につきましても、平成27年度生活保護費等国庫負担金の交付確定に伴い、生活扶助費等負担金、介護扶助費等負担金の追加交付額を増額補正するものであります。

次に、2項2目1節社会福祉費補助金につきましても、4億7,491万6,000円の増額であります。説明欄、臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業補助金につきましても、臨時福祉給付金事業費に対する国庫補助金であります。

次の2節児童福祉費補助金につきましても、1,480万3,000円の増額であります。説明欄1行目、子ども・子育て支援交付金（保育課）につきましても、病児保育委託料の増額に対する国庫補助金であります。

2行目、保育対策総合支援事業費につきましては、民間保育園、認定こども園が実施する保育士確保のための各種事業に対する国庫補助金であります。

次に、15款2項2目1節社会福祉費補助金につきましては、26万円を増額するものであります。

説明欄、介護人材緊急確保対策事業費補助金につきましては、県が10月補正で計上いたしました表記の事業を取り入れ、介護未経験者の入門研修事業を実施することによる県からの補助金であります。

次に、2節児童福祉費補助金につきましては、1,362万2,000円を増額するものであります。

説明欄、こども医療対策費補助金につきましては、こども医療給付費の補正増に伴うこども医療費助成制度に係る県補助金であります。

引き続き、次ページ、46、47ページをお開きください。説明欄1行目、子ども・子育て支援交付金（保育課）につきましては、病児保育委託料の増額に対する県補助金であります。

次の特別保育事業等推進費補助金につきましては、民間保育園、認定こども園が実施する1歳児担当保育士増員事業の補助金の増額に対する県補助金であります。

次の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、民間保育園、認定こども園が実施する保育士確保のための各種事業の増額に対する県補助金であります。

続きまして、18款1項3目1節介護保険特別会計繰入金につきましては、7,290万2,000円を増額するものであります。

説明欄、介護保険特別会計繰入金につきましては、介護保険特別会計介護事業勘定からの繰出金であります。

続きまして、48、49ページをお開きください。2項4目1節地域福祉基金繰入金につきましては、231万7,000円の増額であります。

説明欄、地域福祉基金繰入金につきましては、栃木保健福祉センター内に子育て世代包括支援センター事務室を設置する工事費等であります。

次に、10目1節地域医療対策基金繰入金につきましては、470万8,000円の増額であります。説明欄、地域医療対策基金繰入金につきましては、市民の方から要望がありますとちぎメディカルセンターしもつがの案内看板を設置する工事費であります。

続きまして、継続費につきましてご説明申し上げますので、7ページをお開きください。第2表、継続費補正変更の3款2項いりふね・そのべ保育園統合整備事業につきましては、歳出においても説明させていただきましたが、国の社会資本整備総合交付金を活用し、平成28年、29年度の継続事業として園舎整備を進めております。当初平成28年度、60%、平成29年度、40%として継続費を設定いたしました。平成28年度の交付金内示額が追加増額されたことから、これに合わせ平成28年度分の年割り額を増額し、平成29年度分を減額するものであります。なお、総額に変更はございません。

続きまして、繰越明許につきましてご説明申し上げますので、8ページをお開きください。第3表、繰越明許費補正追加の3款1項社会福祉費臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業につきましましては、国の平成28年度補正予算により本年度の臨時福祉給付金支給対象者に対し、1人1万5,000円を支給するものですが、年度内で予算執行が困難であるため、当該事業を繰り越すものであります。

続いて、債務負担につきましてご説明申し上げますので、次ページ、9ページをごらんください。第4表、債務負担行為補正追加の平成28年度、斎場管理運営費、指定管理者制度及び下段の平成28年度、大平児童館管理運営委託費、指定管理者制度につきましましては、平成24年度より5カ年契約で斎場及び大平児童館の管理運営委託を指定管理に実施しておりますが、平成29年度から5年間の債務負担行為限度額を設定するものであります。

中段の平成28年度新斎場建設に伴うPFI導入可能性調査業務委託につきましましては、8月に現時点の事業進捗状況を踏まえた新斎場建設スケジュールへの見直しを実施いたしました。これによりPFI導入可能性調査を平成28年度から平成29年度にかけて実施することといたしました。完了一括支払いを予定していることから、債務負担行為を追加するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましましては、歳入歳出等一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいまから歳入歳出等一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 65ページの病児・病後児保育事業費ということで、利用者が多かったということなのですけれども、大変いいことだと思いますが、この増額されたというのは人件費ということではよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 病児保育事業につきましましては、去年から始まったということでございまして、今年、人数が昨年よりも増えてきたということで補正をいただくということでございます。この額につきましましては、国のほうの基準額というものがございまして、これが1人幾らということではなくて、人数が何人から何人までは幾らというような決め方になっております。その関係で、今回1ランク上のランクに上がったと申しますか、見込みの人数からすると上がったということでの金額の変更なので、基本的には人件費ということだとは思いますが、額的には国の基準額を用い

て増額させていただいております。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 基準額が1人幾らではなくて、そこに来ている児童の人数に対してということになるので、これはせつかく国の基準を満たしているという、その基準にはまっているので増額されたということなので、これをきちんと対応できるような人の配置とか、そういうことが必要だと思いますけれども、その辺についてはどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 済みません。ちょっと説明不足で申しわけありません。

基準額については、利用する児童の人数で決まってくるということです、職員の人数ということではなくて。当然人数が増えれば職員体制とかも整えなくてはいけないということもありますので、その辺についてはきちんと検証しながら、きちんとできるような形で、これについても国の基準等がございしますので、それを遵守してきちんとできるような形でしていってやると考えております。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） そのお話しした1つ下ですけれども、1歳児担当保育士の増員事業補助金が増えていますけれども、これはやっぱり1歳児のあれが増えているということで増員しているということでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） これにつきましても、基準的には1歳児の場合、保育士1人に対して園児が6人という、国の基準でそうなっているのですが、この補助金を活用する場合には1対3ということで増員して保育士を配置した場合には補助を出しますということとなっております。1歳児の子供も増えているということもありますし、その保育士を確保して、その事業を取り入れたいという園も増えているというところもありまして、今回、当初の見込みよりも保育士を増やしてこの補助金を利用したいというところが増えたということでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それに関連して、今年の待機児童というのですか、そこら辺はちゃんと対応はできているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 待機児童につきましては、年度当初10人ということで説明させていただきましたが、その後も申し込みというのが順次受け付けているというところもありまして、なかなか減らないというか、逆に年度途中で増えていってしまうような状況もあります。なるべく多くの方を預かりたいというところであるのですが、その辺はなるべく少なくなるような形で調整ができるようにということで進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） しっかり対応していただきたいと思います。

それから、その前の63ページで、額は少ないですけれども、一番下、介護人材緊急確保対策事業費26万円、これは県の事業を取り入れたということですが、どんなことを具体的にはやろうとしているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 介護人材については、国、県、市、さらに専門機関も含めて集中的に取り組んでいかなければならないという、そういう大きな課題だというふうな認識を持っております。その中で市ができることという部分のところで考えまして、実は県のほうにメニュー化を要望した部分のところとして、介護入門の講座を市のほうで開催をします。介護補助員的な、そういう方の養成をしていくという部分のところの事業を考えたところでございます。今回のこの補正につきましては、その介護の入門編の勉強という部分のところで、ここで勉強された方が施設の補助員的な、そういう部分のところ、いわゆる介護人材を支えていく裾野を広げる、そういう部分のところの役割を担うというような、そういう方を養成していくという部分のところで、10月に県が補正いたしましたので、県内で栃木市が初めて小山市とともにやっていく事業ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 何人ぐらい予定しているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 今回は補正で1回分の研修、1回、まず入門が20時間、その後、少し応用編として30時間というものを考えておひまして、今回1回分で25名を予定しております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。来年度から新しく介護制度も変わりますので、人材確保は重要な部分ですので、よろしくお願ひします。

それと、69ページですけれども、とちぎメディカルセンターしもつがの案内板は、これは市民の要求があったということですが、メディカルセンターというのは市民病院でもないですけれども、栃木市として費用をかけてやるのがどうなのかなと思ひますが、メディカルセンターとの話し合いというのは何かやられたのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 福原課長。

○健康増進課長（福原 誠君） メディカルセンターにつきましては、非常に公共性の高い病院ということで、市民の方から直接市のほうに要望があったり、ふれあいトークなんかでも何回か要望されております。そんなようなことから、市民のために市民の利便性を図るということで市のほうで設置をしておりますが、市の看板ですと、どうしてもサイン計画等でデザイン、基準が決まってお

りますので、もうちょっと目立つ看板をメディカルセンターのほうにも考えてほしいということで要請はしていきまして、メディカルセンターのほうでも今後検討していくということでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 71ページですけども、公衆便所、これは破損して54万1,000円なんですけれども、これは破損の原因はどういったことなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 原因なのですが、多目的トイレをやられているのですが、いたずらが主だと思っております。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第115号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第115号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。

（午後 零時03分）

○委員長（広瀬昌子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議案第116号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第7、議案第116号 平成28年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額につきましては、読み上げを省略していただいて結構です。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） ただいまご上程をいただきました議案第116号 平成28年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の11ページをお開きください。

平成28年度栃木市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,320万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ223億6,757万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明をいたしますので、124、125ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額389万5,000円の増額であります。説明欄、職員人件費につきましては職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属職員の役職等に変更が生じたことや、人事院勧告を踏まえ、その差額分について増額補正をするものであります。

次の県市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましても職員課所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理している栃木県市町村総合事務組合への負担金でありまして、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました職員の役職などに変更が生じたため、増額補正するものであります。

126、127ページをお開きください。2款1項1目一般被保険者療養給付費につきましては、補正はありませんが、歳入の国庫補助金の増額補正に伴い、財源内訳を変更するものであります。

128、129ページをお開きください。11款1項3目償還金、補正額930万8,000円の増額であります。説明欄、療養給付費等負担金等返還金につきましては、前年度の高額医療費共同事業拠出金に係る国庫負担金及び県負担金について、国保連合会の算定誤りにより負担金が超過交付となったことによる返還金が主なものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、122、123ページにお戻りください。4款2項3目1節災害臨時特例補助金、補正額10万円の増額であります。説明欄、災害臨時特例補助金につきましては、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故に係る避難指示等の国保被保険者に係る保険税及び一部負担金の減免に対する国庫補助金であります。

次に、10款1項1目2節、補正額389万5,000円の増額であります。説明欄、人件費繰入金につき

ましては、歳出の職員人件費及び県市町村総合事務組合負担金（退職手当）の支出増に伴い増額補正するものであります。

次に、11款1項2目1節、補正額920万8,000円の増額であります。説明欄、その他繰越金につきましては、平成27年度決算剰余金の一部でありまして、療養給付費等負担金等返還金の支出増に伴い、その財源として補正増するものであります。

以上で栃木市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わりにいたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきまして、歳入歳出等一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑ありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 123ページの一般会計繰入金で人件費を繰り入れたのだけれども、その中身ですね。法定内と法定外と赤字繰り入れがあるのですけれども、赤字繰り入れの額というのはどの程度になっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） この人件費繰入金につきましては、法定内の繰入金ということで、赤字繰入金については含まれておらないところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それはわかっています。人件費は法定内だと。総計で19億6,690万円、その中の内訳はどうなっているのかなということです。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） こちらの赤字繰入金の額ということでよろしいわけですか。赤字繰入金の当初予算の額になりますが、これについては7億6,624万1,000円になっておりまして、こちらが法定外の繰入金になっております。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第116号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第116号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第117号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第8、議案第117号 平成28年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額につきましては、読み上げを省略していただいで結構です。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） ただいまご上程をいただきました議案第117号 平成28年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の15ページをお開きください。

平成28年度栃木市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,009万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出からご説明をいたしますので、144、145ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、補正額48万8,000円の増額であります。説明欄1行目、職員人件費につきましては職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属職員の役職等に変更が生じたことや、人事院勧告を踏まえ、その差額分について補正増するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、142、143ページにお戻り願いたいと思います。

4款1項1目1節事務費繰入金、補正額48万8,000円の増額であります。説明欄、事務費繰入金につきましては、職員人件費の増額に伴い、一般会計からの事務費繰入金を補正増するものであります。

以上で栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案について、歳入歳出等一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等一括した質疑に入ります。

質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようです。これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第117号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第117号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第118号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第9、議案第118号 平成28年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額につきましては、読み上げを省略していただいて結構です。

首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第118号 平成28年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の19ページをお開き願います。平成28年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,303万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億9,749万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。債務負担行為の補正につきましては、第2条、債務負担行為の追加は第2表、債務負担行為補正によるというものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の160、161ページをお開きください。1款1項1目一般管理費の補正額は3,014万5,000円を減額するものでございます。説明欄の職員人件費でございますが、一般会計並びにこれまでの各会計でご説明してまいりましたように、職員課所管で人事院勧告あるいは定期人事異動の関係での人件費の減でございます。以下、職員課所管の職員人件費につきましては説明を省略させていただきます。

162、163ページをお開きください。2款1項1目居宅介護サービス給付費の補正額は9,900万4,000円を減額するもので、国の制度改正で1日の利用定員18人以下の要介護者を対象とした小規模な通所介護事業、いわゆるデイサービスが、次に3目で記載しております地域密着型介護サービス給付費に移行したことから、給付実績により減額補正したいというものであります。

次の3目地域密着型介護サービス給付費の補正額は9,739万5,000円を増額するもので、先ほどと逆でございます。1目の居宅介護サービス給付費からの移行により給付実績を踏まえ、増額補正したいというものでございます。

次の7目居宅介護福祉用具購入費の補正額は153万9,000円を増額するもので、要介護者が入浴や排せつなどの貸与になじまない福祉用具を購入した場合の給付費であり、給付実績により増額補正したいというものであります。

164、165ページをお開きください。2款4項2目高額介護予防サービス費の補正額は7万円を増額するものであります。これは要支援認定者の自己負担額が高額となった場合に償還するもので、給付実績により増額補正したいというものであります。

166、167ページをお開きください。5款2項1目介護予防支援事業費の補正額は1万7,000円を増額するものであります。同じく3目権利擁護事業費の補正額は25万7,000円を増額するものであります。いずれも職員人件費であります。

168、169ページをお開きください。7款2項1目他会計繰出金につきましては、前年度法定給付費の剰余金を一般会計に繰り出すものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、158、159ページをお開きください。4款2項

3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は10万7,000円を増額するものがあります。説明欄にある現年度の法定の交付金分で、交付金該当事業費の増額に伴い、国からの交付金を増額補正したいというものであります。

次に、6款3項2目、同じく地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は5万4,000円を増額であります。こちらについては、先ほどの国と同様、県からの当該事業の費用の増額に伴う交付金の増額でございます。

次に、9款1項3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は5万3,000円を増額ございまして、こちらは国、県同様に市の一般会計からの同様の繰り入れの増額でございます。

同じく4目その他一般会計繰入金の補正額は、3,014万5,000円を減額するものであります。説明欄の職員給与費等繰入金につきましても、一般管理費に補正計上した職員人件費分の減額に伴い、繰入金を減額補正したいというものであります。

10款1項1目繰越金の補正額は、7,296万2,000円を増額するものであります。これは、今回の補正財源に充てるため前年度繰越金の一部を繰り越すもので、増額補正したいというものであります。

続きまして、恐れ入りますが、22ページにお戻りください。債務負担行為の補正（追加）でありまして、紙おむつ給付業務委託、限度額4,200万円であります。本事業は、本年度から事業内容を現金給付から現物給付に改正し実施しておりますが、次の平成29年度の契約等の準備作業を年度内に行う必要があることから、今回、債務負担行為の補正をお願いするものであります。事業内容につきましても変更はございません。あくまでも準備作業を本年度中に行うことで、新年度4月1日から円滑に事業を行いたいために債務負担行為を設定するというものであります。

以上をもちまして、平成28年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましても、歳入歳出等一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいまから歳入歳出等一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 163ページで、居宅介護サービス給付費が減額になって、その下のほうに財源が移動になっているのですけれども、これは国の制度改正ということですが、何か不都合な点と

どうか、サービスの質が落ちたとか、そういう不都合な点というには起きていないのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 利用定員が小規模な施設が地域密着に移行しただけで、内容等の変更はございませんので、特に利用者についての変更点はございません。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第118号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第118号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第119号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第10、議案第119号 平成28年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額につきましては、読み上げを省略していただいて結構です。

首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第119号 平成28年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の23ページをお開き願います。平成28年度栃木市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ603万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,368万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるといふものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の186、187ページをお開きください。1款1項1目介護予防サービス事業費の補正額は603万5,000円を減額するものであります。説明欄の職員人件費につきましては職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことや、人事院勧告を踏まえ、その差額分について減額補正したいというものでございます。

次に、歳入を説明いたしますので、184、185ページをお開きください。2款1項1目一般会計繰入金金の補正額は603万5,000円を減額するもので、歳出の人件費の減額に合わせ、職員給与費等繰入金を減額補正したいというものであります。

以上をもちまして、平成28年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第119号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第119号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦勞さまでした。

〔執行部退席〕

◎陳情第3号の上程、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第11、陳情第3号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」に関する陳情書を議題といたします。

初めに、請願・陳情文書表を書記に朗読させます。

藤澤書記。

〔書記朗読〕

○委員長（広瀬昌子君） これより審査に入ります。

なお、本件につきまして、陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する各委員の賛否などを自由にご討議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご意見等ありましたらご発言をお願いいたします。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 私は、なかなか理解できないで、判断しにくいところもあるので、委員の皆さんの意見を自由に聞かせていただいて、それから判断していきたいなと思いますので、これからは自由討議という形でよろしいのですよね。

○委員長（広瀬昌子君） はい。

○委員（大川秀子君） では、よろしいですか。

○委員長（広瀬昌子君） はい。

○委員（大川秀子君） 高額療養費ということに関しては、70歳から74歳まで、現役並み所得とか、非課税世帯とかで上限額が決まっていますよね。それを撤廃して、上限をもっと上に上げていくとか、そういうのが今、審議委員会かな、議論をされているのですが、ある程度の所得の人に自己負担、自分の負担をしてもらうということが、やっぱりこれからの保険財政を考えると必要ではないかというふうに思うのです。だから、これから2025年で我々団塊の世代が後期高齢者になったときに、このままではやはり国保の財政が成り立たなくなるのは明らかなので、それは受益者負担といえますか、被保険者がある程度は負担していかなければ成り立たないだろうということは、よく理解はできます、こっちに関しては。

だけれども、後期高齢者のほうの窓口負担が、現在70歳から74歳までが2割、去年から平成27年度以降、生まれた人は2割負担になるわけですよね。それを今度は後期高齢者まで全部2割負担になるということがどうなのかなと。そこでやはりこの所得に関して、高所得者は現役と同じような所得の人は今3割ですか、その人は今75歳でも3割負担になっているわけです。3割と1割しかないわけです。それを今度2割、全部2割と3割になっていくわけなので、そこでは非課税世帯とか何かの負担割合は増えやしないか。そういう懸念も私なりにはちょっと持っているのですけれども、どうなのですかね。どうですか、皆様のご意見。

○委員長（広瀬昌子君） 皆様のご意見を逐一聞いてまいりますので、どうぞ自由に。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今、国会でも年金カット法案。物価が上がっても賃金が下がれば、それなりに年金も下げるのだというようなことが議論されていて、ずっと年金が下がり続けているのが実態なのだよね。高齢者というのはほとんど収入は年金でしょう。そういう中で、年とれば病気になる確率というか、増えるわけだから、それは当然医療費としてかかってくるわけで、そういった中で高額療養費の削減というのかな、窓口負担増というのはいずれではないかな、保険協会が言うように受診抑制につながって、かえって重症化していくからやむなく医者にかかるような状況が生まれる可能性があるよね。だから、医療費が増えるという悪循環も出てくるのではないかなと思うので、ぜひこれは国に、市民の声としても、保険医協会の声としても、議会として受けとめて。今審議されているのだよね。だから、今、声上げないと。決まってしまってから声上げてもしようがないと思いますけれども、私としては。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 国の負担というか、保険財政のほうで負担をするということになると、やっぱり保険税です。その保険税をやはりそれなりに皆さんからいただかないと、これはだんだん払えなくなってしまいます。だから、保険税をこれから上げていくのか。そのかわり、こっちは負担するよということになってくるわけなので、むやみに保険税を上げる、それで財政を保つには、みんな保険税を払わなければその財源がないわけだから、そうしたときに保険税を上げるということに対してどうなのかなという、片方で心配は出てきますよね。やっぱりこれはある程度負担しなければ、どこかで負担しなければならぬ。保険税のほうで負担するのか、医療費のほうで個人負担をしていくのか、どちらかでやらないとだめだと思う。

○委員長（広瀬昌子君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 私も、75歳、後期高齢者の方がますます増えていくということで、医療費もまた加算されて、かなりこれから増えていくのだろうという想定はされるので、引き上げもやむを得ないのかなという、そういう思いもあるのですけれども、全て原則1割負担から2割に引き上げるというふうになると、もうちょっと研究が必要なのかなというふうには思うのですけれども、高額医療費に関しては、さっき大川委員がおっしゃったように、やはり所得のある方にはそれなりに負担をしていただいたほうがいいのかなどは思っていますけれども、これはどうしても2つに分かれてしまっているのです、判断が難しい。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） そうですね。本当にこの見直しというのは、年々増加する社会保障費に歯止めをかけるために世代間の差をなくそうということで、結局高齢者にもちょっと負担をお願いするという考えだと思うのです。

高額療養費に関しては、中をちょっと見させてもらったら、低所得者には多少、手厚いというか、多少今までどおりというような制度を保っていくというような状況かなと思うのです。ただ、後期

高齢者に関しては、やはり今までの軽減措置というのですか、特例を廃止するという、それを廃止せざるを得ないような社会状況になっている、社会保障が年間1兆円とか言われています。それが増えているのを抑えるためという。

だから、本当に立場になってみれば、国の立場になれば当然予算がなくなる。でも、実際自分が患者としてかかる場合はやはり負担もしたくないという状況で、本当に自分がその立場だったら、どっちがという部分があるのかなというふうな感じがするのです。確かに片方の立場になれば、国の考え方、本人、自己負担者になれば、その自己負担者の考え方にはなるので、その辺で難しい部分でもあるのかなというふうに思うのです、自分としては。財政が破綻したら何もかもなくなってしまいますので、そんなこと言っていられないかなと思うのですけれども、自分としては結論が、出せといえば、ちょっとわからない部分があるのかなという。だから、出しにくい部分もあるのかなというふうに考えています。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 皆さんがおっしゃっていることと、私もかなり似ているのですけれども、確かにきょうの国保、まず議案として最初にやったわけですけれども、現状は皆さん、それを知っているわけです。大川委員のほうからも、先ほど2025年問題ということで高齢化の話も出ていますけれども、高齢化だけではなくて、それは就労人口も減るということなのです、少子化も伴っているので。そうすると、歳入が減る中でサービスの低下にはとれるのだけれども、そこを補っていくのに本当にどうしたらいいかな。確かに1割を2割に増やすというのは、高齢者に対しては大変だなというのはわかります。だけれども、働いてそこを納める人も減って行って、その人はずっと働き放しで、自分が年とればそこは戻ってくるのだけれども、その辺もやっぱり加味しなければいけない、もっと研究していかなければいけないのかなというのが1つと、あとこの陳情が出ているのは、栃木県の保険医協会かな、というところなのです。果たして医師会という部分で見たときの医師会との整合性というはあるのかなというのもやっぱり見なければいけないし、何か聞いたところによりますと保険医協会というのは、個人医というか、勤めているお医者さんではなくて、個人で開業しているお医者さんらしいのです。だから、それがいけないとかというのではなくて、やっぱり全体的なお医者さん、ドクターの意見としても取りまとめて判断も必要なのかなと。だから、サービスだけで捉えてはいけない部分が多々あるのかなという感じがします。

だから、私の結論的に言ってしまうと、もうちょっと勉強しなければいけないのかなという感想を持っています。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） それと、この内容に関してなのですけれども、よろしいですか。よろしいですね。

この社会保障制度審議会医療保険部会というのは、この高額療養費と後期高齢者の窓口負担だけ

ではないと思うのです。内容的には細かく大企業のサラリーマンに今度介護保険料をアップさせるとか、もろもろの内容があるのですけれども、この陳情文書という請願ですけれども、この2つに関してということによろしいのですか。ちょっと順番が逆になってしまうのですけれども。

○委員長（広瀬昌子君） 陳情はこの内容を検討してくださいということです。

○委員（青木一男君） だから、いいわけですね。

○委員長（広瀬昌子君） はい。

○委員（青木一男君） であれば、なおさらちょっと難しい部分があるのかなというふうに、検討すべきかなというふうに思います。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに発言は。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 高齢化で、国の財政も大変ということはわかります。ただ、税金の集め方も含めて、使い方も。安倍政権になってから軍事費は増やしているわけでしょう。そういったもろもろの含めて、一番大事なものは、やっぱり国のあり方としては国民の生命を守ることでしょう。医療費という点で言えば、税金の使い方をもっと変える必要があると思うのです。それで、高齢者を、本当に我々もそういうところに入っていくわけだけれども、病気になりがちだし、そういった安心して老後に医療が受けられる、そういった制度にしていくべきだと思いますけれども、財政が苦しいといえば、それで終わってしまうけれども、そういったことで。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 確かに日本の皆保険というのはすばらしい制度です。これを消費税8%の中でこれだけやれているというのは、日本の制度はすばらしいし、アメリカでは保険制度がないわけですね、10%の消費税払っていて。ヨーロッパなんかは、もっと何十%も、20%も、所得の6割が税金ですから、ノルウェーとか何か福祉のところは。だから、そういう税金をもっと納めることができれば、やはり高福祉にはなれると思うのです。だけれども、8%の中でこれだけやっているというのは、国の借金だって、これはそれこそできますよ、1,000兆円も。そのところ、軍事費とか何とかという問題よりも、まずは日本の社会保障を続けるためにどうするのかという根本的な問題があるので、これからやっぱりそのところは国民が理解して、このすばらしい制度を残していくのにはどうするかという国民的議論が必要ではないかなと思いますけれども。向こうで言っている、国民的議論。みんなが、国民が、これだけの8%の消費税の中でこれだけ社会保障がしっかりしているということは誇れることだし、それを持続させるのには、やっぱり税金でも何でもこれから納めていかなければならないという意識に国民がなっていかななくてはだめだと思うのです。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにご意見ありませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 3つほどあると思うのです。全体的な話は、私も負担は少ないほうが良いと

思っているのですけれども、かといって、やっぱり権利ばかり主張しても難しいと。中段あたりから読んでいますのですけれども、断られたとか、経験していると。これは本人の判断だったのではないかと思うのです。それとか、一番下のほうで、必要な医療を受けない。必要というと、どこまで必要かと。やっぱり最低限の医療はやっているのではないかなと私は思います。そういうことを考えると、文も、私、色目使って読んでいるわけではないのですけれども、確かにそんなところがあるかもしれませんが、さっき言ったように給付と義務とかのバランスを考えると、やむを得ないというふうに思っています。

ただ、このことは、この国民健康保険の医療関係の税金ではなくて、税だけではなくて、もうちょっと国がそのことについて、あり方を考えないと無理だというふうに私は思っているものなので、これについては私はやむを得ない。または、もうちょっと勉強してもいいのかな。何かの形をもし行うのだとすれば、国のほうにも、この間ではないけれども、要望書を出して、もうちょっと健全なやり方を、また国民にわかってもらえるような税の負担のあり方をきちんと考えるべきだなというふうに思っています。ですから、どちらかといえば継続のほうが今のところはいいのかなというふうに思います。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 私も、ちょっと今の段階では判断しかねるというか、非常に難しい問題なので、結論はちょっと出しにくいので、もう少し研究をしていく必要があるかなと思います。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにご発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 出尽くしたというところで、ご意見がないようでありますので、これより陳情第3号について採決をしたいと思います。

先ほど、継続審査を求めるといった意見が出されましたので、初めに継続審査とすることについて採決をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） これまでの各委員の意見を勘案して、本陳情を継続審査とすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛 成	茂呂健市	青木一男	大川秀子	天谷浩明	小堀良江
	福田裕司				
反 対	白石幹男				

○委員長（広瀬昌子君） 起立多数です。

したがって、陳情第3号は継続審査とするものと決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告及び継続審査申出書の作成につきましては、正副委員長にご一任願います。

これをもって民生常任委員会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

（午後 1時44分）